

**赤い羽根 新型コロナウイルス感染症の影響下での
「つながりをたやさない社会づくり」のためのみんなの福祉活動応援企画
助成要項**

社会福祉法人北海道共同募金会

新型コロナウイルス感染症の流行は、人と人とが距離を取り、接触する機会を減らすことを求めてきたことから、地域のボランティア団体やNPOなどの担い手による、草の根の地域福祉活動が支えてきた、子どもたちやお年寄り、障がいのある方やその家族などが、なおいっそう心配な状況におかれている可能性があります。

社会福祉法人北海道共同募金会(以下、「本会」という。)では、つながることが難しい中であっても、つながることをあきらめずに、地域で孤立しがちな人々をとりまく課題に取り組む活動を支援するため、公募による助成を行うこととしました。

1. 助成対象団体

助成対象団体は、下記の要件をすべて満たすこととします。

なお、本会がこれまで実施した「新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動」助成により、過去2回以上の助成を受けた団体の同一事業に関しては、今回の助成対象から外させていただきます。

- ・北海道内で活動する団体やグループで、活動実施に要する資金の確保に困難をきたしていること。(法人格の有無は問いません。)
- ・非営利団体として、その活動・事業から生じる利益を構成員に分配していないこと。
- ・特定の企業、政党、宗教団体等から独立して運営され自主性が保たれていること。
- ・活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開する透明性をもつこと。
- ・これまでに一定の活動実績があること。
- ・団体名義の金融機関口座を持っていること。
- ・反社会的勢力(※)及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体ではないこと。

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

2. 助成対象活動

コロナ禍による制限を乗り越えながらの、つながりづくりやささえあいなど、草の根の地域福祉活動の維持・活性化につながる次のような活動。

- 1) 接触のあり方を模索しながら支援を続ける活動

衛生環境に配慮しながら実施する居場所づくり等

2) つながりの手法を模索しながらの支援展開

電話やネットを活用した相談支援活動、リモートによる学習支援活動等

3) 活動の情報を共有して知恵を集積する活動

コロナ状況下でのつながりを模索し活動している事例集約や共有のための研修等

4) コロナ禍の影響を受けて生じた社会的孤立や孤独の問題、経済的困窮の課題に取り組む活動

コロナ禍を受けて新たに顕在化した課題に取り組む新規活動等

〈具体的活動の一例〉

- ・子ども食堂の運営や子どもへの学習支援等を通じた居場所の提供、あるいは見守り等を兼ねた食材の配付など。
- ・経済的に困窮する子ども・家族・人々や、そうした方たちを支援する福祉施設・団体・機関等へ必要な食糧を届け、生活を支える取り組みを行う、フードバンクやフードパントリーなどの活動。
- ・虐待やネグレクトの被害を受けている人、経済状況悪化のため仕事や家を失った人、家庭内暴力(DV)のおそれが高まっている家庭、などに対する、相談、制度利用の支援、居場所の提供、孤立の防止、など。
- ・コロナ禍のもとでの、つながりづくりやささえあいなど、草の根の地域福祉活動を維持・活性化するためのネットワークづくりなど。

※ 団体が通常行ってきた活動の範囲内のみでの取り組みは助成対象外とします。
新型コロナウイルス感染拡大を契機として不可欠となった取り組みが含まれ、その活動に伴う経費の必要性が申請書から読み取れることを助成要件とします。

3. 助成対象活動の実施期間

- ・令和2年11月1日(日)から令和3年3月31日(水)までとします。
- ・11月1日以降に実施された活動であれば申請時より前に開始した活動も対象とします。ただし、その場合は領収書等の証憑を提出できることを要件とします。

4. 助成対象経費

前記2、の助成対象活動の実施に直接必要とされる以下の経費を対象とします。

- ・ 物品、食材等購入費、交通費、ガソリン代、会場費、印刷費、郵送料など。
- ※ 人的経費、団体運営のための通常活動に係る経費、公的資金及び他の助成金が充てられる費用等は対象外とします。

5. 助成(申請)額

- ・ 1 団体につき 5 0 万円以内とします。
- ・ 助成総額は 5 0 0 万円程度を予定します。

6. 助成申請書の提出方法

- ・ 別紙の助成申請書に必要事項を記入の上、下記の添付資料を添え、期日までに後記の、「申請書提出先・問い合わせ先」に提出してください(郵送及び電子メールでの提出可)。
- ・ 助成申請書は本会のホームページからダウンロードできます。
〔添付資料 提出もれのないようにしてください〕
 - 1) 団体・グループの規約・会則・定款(もしくはそれに替わるもの)
 - 2) 収支決算書(貸借対照表と財産目録を作成している場合はそれらも含む)及び収支予算書
 - 3) 事業報告書及び事業計画書(もしくはそれらに替わるもの)
 - 4) 団体・グループの活動内容がわかるようなパンフレット、会報紙、機関紙(もしくはそれらに替わるもの)
 - 5) 役員名簿

7. 助成申請書の提出締切

令和2年12月11日(金) 必着

8. 助成決定等

- ・ 助成団体は本会における審査により決定します。
- ・ 助成が決定となった場合でも助成申請額から減額してお応えすることがあります。
- ・ 助成決定は、当該団体あてに通知を送付のうえ、本会ホームページで公表します。
- ・ 助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書および領収書のコピーを本会に提出いただきます。
- ・ 報告書様式は助成決定時に配付します。
- ・ 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

9. スケジュール(予定)

令和2年11月20日(金)	助成申請受付開始
12月11日(金)	必着助成申請締切
12月 下旬	助成決定(本会ホームページ公表)
令和3年 1月 上旬	助成金交付

3月31日（水） 助成を受けた活動の実施期間終了

4月30日（金） 助成を受けた活動に係る報告受付完了

10. 申請書提出先・問い合わせ先

社会福祉法人 北海道共同募金会

〒 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 かでる 2.7 4 階

TEL011-231-8000 FAX011-231-8003

Email dokyobo@akaihane-hokkaido.jp